

## 6. 国会等の移転の検討

### 経緯

1. 昭和52年11月策定の「第三次全国総合開発計画」において、「21世紀に向けて、…東京における中枢管理機能集積の主因となり、東京一極集中の要因となってきた首都機能の移転再配置を進めることが、国土総合開発政策上の重要な課題となるであろう。」とされた。
2. 昭和62年6月策定の「第四次全国総合開発計画（四全総）」において、「遷都問題については、国民生活全体に大きな影響を及ぼし、国土政策の観点のみでは決定できない面があるが、東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、政治・行政機能と経済機能の相互関係の在り方を含め、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討する。」とされた。
3. 平成2年1月23日、各界の有識者等の意見を求めることにより、首都機能移転問題に関する国民的議論の動向の把握に資するため、国土庁に設置された「首都機能移転問題に関する懇談会」を開催した（同懇談会は、平成4年6月までに計13回開催）。
4. 平成2年11月7日、「国土全般にわたって生じた歪を是正するための基本的対応策として一極集中を排除し、さらに、二十一世紀にふさわしい政治・行政機能を確立するため、国会及び政府機能の移転を行うべきである。」とする「国会等の移転に関する決議」が衆・参両院において決議された（参考1）。
5. 平成2年12月4日、「国会等の移転に関する決議」を受けて、海部内閣総理大臣が「首都機能移転問題を考える有識者会議」を開催することを決定し、同月19日に第1回の会合を開催した（同会議は、平成4年7月までに計13回開催）。
6. 平成3年8月に召集された第121回臨時国会において、衆・参両院に「国会等の移転に関する特別委員会」が設置された（同特別委員会は、平成15年までほぼ毎国会ごとに設置）。
7. 平成4年6月22日、「首都機能移転問題に関する懇談会とりまとめ」が公表された。
8. 平成4年7月21日、「首都機能移転問題を考える有識者会議とりまとめ」が公表された。「首都機能の移転は、21世紀の我が国の政治、経済及び文化のあり方に大きな影響を及ぼす「国家百年の大計」である。」「国民的合意を形成しつつ進めることが重要である。」等とされた。
9. 平成4年12月24日、「国会等の移転に関する法律」が公布・施行された。
10. 平成5年4月20日、国会等移転調査会の第1回会合が開催された。
11. 平成6年6月10日、国会等移転調査会中間報告「明日の日本と新しい首都―首都機能移転その意義と効果―」が羽田内閣総理大臣に報告され、同月14日、羽田内閣総理大臣から国会に報告された。
12. 平成6年11月24日、調査会の新都市部会において、「『新首都のビジョン』に関する中間的とりまとめ」が公表され、12月8日調査会に報告された。

13. 平成7年6月6日、国会等移転調査会第二次中間報告「明日の日本と新しい首都―首都機能移転の範囲と手順・新首都の都市づくり―」が村山内閣総理大臣に報告され、同月9日、村山内閣総理大臣から国会に報告された。
14. 平成7年12月13日、「国会等移転調査会報告」が村山内閣総理大臣に報告され、同月15日、村山内閣総理大臣から国会に報告された。
15. 平成8年6月26日、「国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行され、これに基づき、移転先候補地の選定等について調査審議する国会等移転審議会が設置されることとなり、7月31日に内閣官房副長官を長とする事務局が発足した（参考2）。
16. 平成8年12月19日、国会等移転審議会の第1回会合が開催され、審議会は橋本内閣総理大臣より国会等の移転先候補地の選定等について諮問を受けた。
17. 平成11年12月20日、国会等移転審議会は国会等の移転先候補地の選定等について小渕内閣総理大臣に答申を提出し、同答申は、同月21日に、小渕内閣総理大臣から国会に報告された（参考3）。
18. 平成12年5月18日、衆議院国会等の移転に関する特別委員会において、2年を目途に結論を得るとの「国会等の移転に関する決議」が決議された。
19. 平成14年7月25日、衆議院国会等の移転に関する特別委員会理事会において、翌年の本会議で移転の是非について決議を行うこと等の「委員会のあり方等についての要請に関する申合せ」がなされた。
20. 平成14年7月29日、与党三党首会談合意において「首都機能移転問題については、社会、経済、国民意識等諸事情の変化を重く受け止め、次期通常国会において結論を得るよう努力する。」とされた。
21. 平成14年7月31日、参議院国会等の移転に関する特別委員会理事会において、早急に結論を得るべく、各会派での意見集約に努めることとする旨、「本委員会の今後の進め方についての申合せ」がなされた。
22. 平成14年10月16日、衆議院調査局より「国会等の移転の規模及び形態等の見直しに関する予備的調査についての報告書」が衆議院国会等の移転に関する特別委員会に報告された。
23. 平成15年5月28日、衆議院国会等の移転に関する特別委員会において、「国会等の移転に関する中間報告書」を採択し、翌日、本会議において中井委員長から中間報告がなされた。また、6月11日、参議院国会等の移転に関する特別委員会において、「国会等の移転に関する調査報告（中間報告）」を採択し、6月13日に本会議において松谷委員長から中間報告がなされた。
24. 平成15年6月13日、与野党国対委員長会談において、国会等の移転に関する両院での協議機関の設置が合意され、6月16日に第1回「国会等の移転に関する政党間両院協議会」が開催された。
25. 平成16年12月22日、衆議院及び参議院の議院運営委員長に対し国会等の移転に関する政党間両院協議会両院座長より「座長とりまとめ」が報告された（参考4）。

# 国会等の移転に関する主な経緯

## ○審議会答申までの動き

H2. 11 国会等の移転に関する決議（衆・参本会議で採択）

H3. 8 衆・参 国会等の移転に関する特別委員会 設置

H4. 12 国会等の移転に関する法律施行（議員立法）

H5. 4 国会等移転調査会 設置（移転の対象の範囲、移転先の選定基準等について調査審議）（総理府に設置）

H7. 12 国会等移転調査会報告→内閣総理大臣から国会に報告

H8. 6 国会等の移転に関する法律の一部改正施行（議員立法）

H8. 12 国会等移転審議会 設置（国会等の移転先の候補地の選定等について調査審議）（総理府に設置）

H11. 12 国会等移転審議会答申 →内閣総理大臣から国会に報告

- ・移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域」又は東海地域の「岐阜・愛知地域」を選定する。
- ・「三重・畿央地域」は、他の地域にない特徴を有しており、将来新たな高速交通網等が整備されることになれば、移転先候補地となる可能性がある。

※ 国会等移転審議会は現在も存在するが、委員はH12年に任期が切れて以降空席となっている。

## ○答申後の国会の動き

衆議院 国会等の移転に関する特別委員会

参議院 国会等の移転に関する特別委員会

H12. 5. 18 決議

答申を踏まえ、移転先候補地の絞り込みを行い、2年を目途にその結論を得る。

H15. 5. 28 中間報告（5.29本会議報告）

過去12年間にわたる議論を通じ、委員会の大半の意見は「移転を実現すべし」とするものであった。

最終段階における議論としては、直ちに国会等の移転を決すべきとの意見もあったが、社会経済情勢の変化を十分に踏まえ、移転の規模・形態等について、さらに議論を続けるべきとの方向であり、特に、審議会答申を基本とした上で、国会等を分散して移転すべきとの新たな発想が示された。

両院の密接な連携の下に検討を進め結論を得られるよう要請する。

H15. 6. 11 中間報告（6.13本会議報告）

直ちに移転すべきかどうかについては、議論が収斂するには至らなかった。

しかし、大地震等にさらされた場合、深刻な危機を招来することになりかねないことから、本委員会としては、今日の経済財政情勢、国民の合意形成の状況等を勘案し、防災対応機能、危機管理機能の中枢を優先して移転させるとともに、その他の機能についても、移転先を決定し、移転を実施すべきもとの考える。

引き続き、両院の密接な連携の下に議論を進めることが必要と考える。

※ 国会等の移転に関する特別委員会は、衆参とも第156回国会（H15. 7会期末）の後は設置されていない。

H15. 6. 16 国会等の移転に関する政党間両院協議会 設置（これまでに15回開催）

H16. 12. 22「座長とりまとめ」→衆・参の議院運営委員長に報告

「国会の意思を問う方法」について検討を重ねてきたが、国会等の移転は、国と地方の新たな関係、防災、危機管理のあり方など、密接に関連する諸問題に一定の解決の道筋が見えた後、大局的な観点から検討し、意思決定を行うべきものであるとの意見が多くを占めた。

当協議会としては、今後は、上記意思決定に向けた議論に資するため、政府その他の関係者の協力を得て、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能（いわゆるバックアップ機能）の中枢の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととする。

※ 国会等の移転に関する政党間両院協議会は、H17. 10. 24の第15回以降開催されていない。

「国会等の移転に関する決議」 平成二年十一月七日 衆・参両院において決議

### 国会等の移転に関する決議

わが国は、明治以来近代化をなしとげ、第二次世界大戦後の荒廃から立ち上がり、今日の繁栄を築きあげてきた。今後の課題は、国民がひとしく豊かさを実感する社会を実現し、世界の人々との友好親善を深め、国際社会に貢献していくことである。

わが国の現状は、政治、経済、文化等の中枢機能が首都東京へ集中した結果、人口の過密、地価の異常な高騰、良好な生活環境の欠如、災害時における都市機能の麻痺等を生ぜしめるとともに、地域経済の停滞や過疎地域を拡大させるなど、さまざまな問題を発生させている。

これら国土全般にわたって生じた歪を是正するための基本的対応策として一極集中を排除し、さらに、二十一世紀にふさわしい政治・行政機能を確立するため、国会及び政府機能の移転を行うべきである。

政府においては、右の趣旨を体し、その実現に努力すべきである。  
右決議する。

《参考2》

**国会等の移転に関する法律(抜粋)**

(平成4年法律第109号)

(平成8年法律第106号)(改正)

**前 文**

(略)

このような状況にかんがみ、一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の東京圏外への移転の具体化について積極的に検討を進めることは、我が国が新しい社会を建設するため、極めて緊要なことである。

(略)

ここに、国会等の移転を目指して、その具体化の推進のために積極的な検討を行うべきことを明らかにし、そのための国の責務、基本指針、移転先候補地の選定体制等について定めるため、この法律を制定する。

**第1章 総則**

(国の責務)

第1条 国は、国会並びにその活動に関連する行政に関する機能及び司法に関する機能のうち中枢的なもの(以下「国会等」という。)の東京圏以外の地域への移転(以下「国会等の移転」という。)の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有する。

**第2章 基本方針**

第3条 国は、国会等の移転について検討を行うに当たっては、広く国民の意見を聴き、その合意形成を図るとともに、この章に定めるところにより、広範かつ多角的にこれを行うものとする。

**第3章 国会等移転審議会**

(国会等移転審議会の設置)

第12条 内閣府に、国会等移転審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務等)

第13条 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、移転先の候補地(以下「候補地」という。)の選定及びこれに関連する事項について調査審議する。

2 内閣総理大臣は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

**第4章 移転に関する決定**

第22条 審議会の答申が行われたときは、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討されるものとする。

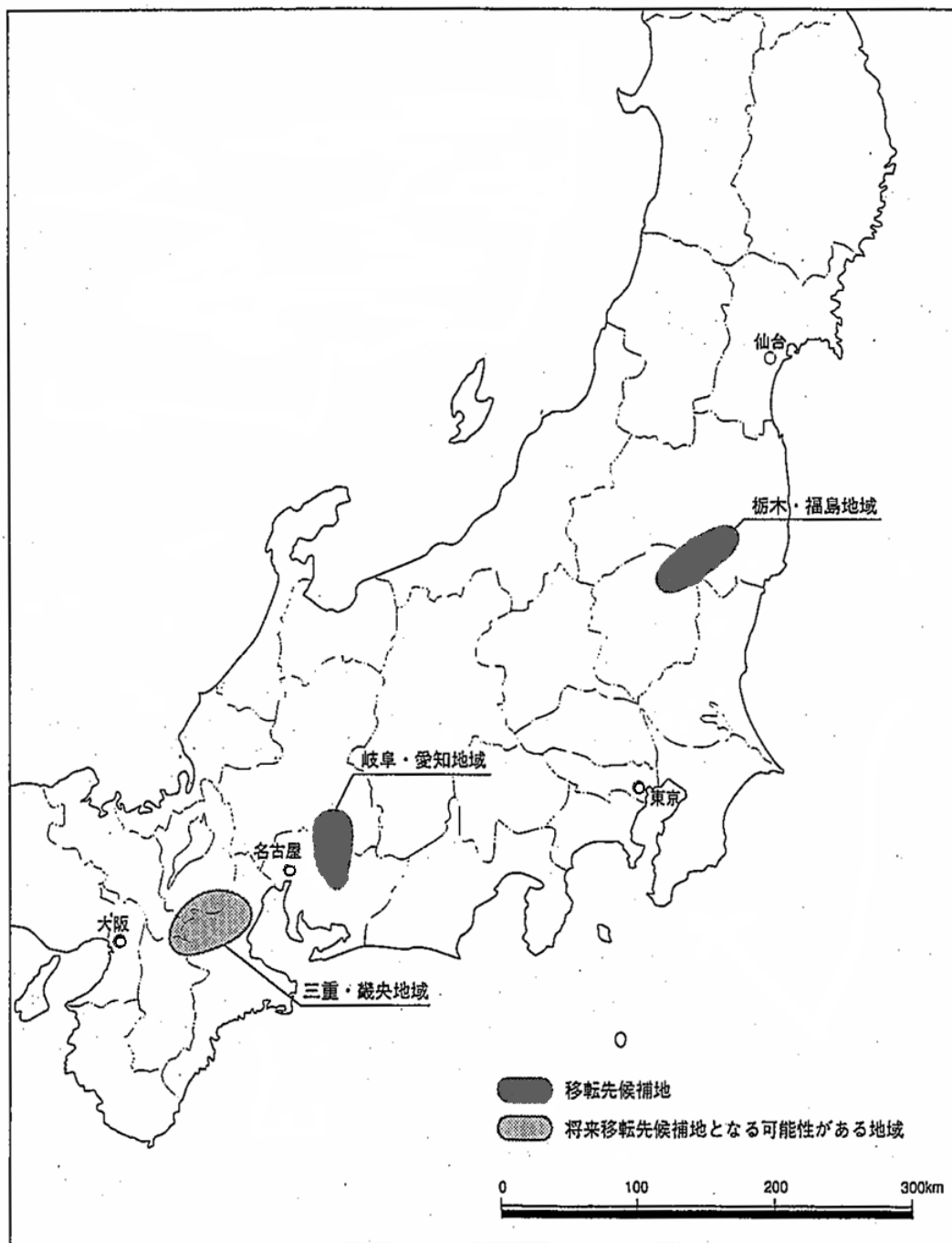
第23条 移転を決定する場合には、第13条第2項の規定による報告を踏まえ、移転先について別に法律で定める。

《参考3》

【国会等移転審議会答申(平成11年12月20日)〈抜粋〉】

移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域」又は東海地域の「岐阜・愛知地域」を選定する。

「三重・畿央地域」は、他の地域にはない特徴を有しており、将来新たな高速交通網等が整備されることになれば、移転先候補地となる可能性がある。



(注) 国会では3候補地を同等として検討している。

## 座長とりまとめ

平成16年12月22日

衆議院議院運営委員長

川崎二郎 殿

国会等の移転に関する政党間両院協議会

〔 溝手 顕正 参議院議院運営  
委員長にも提出 〕

座長（衆議院）

鈴木恒夫

座長（参議院）

斎掛哲男

国会等の移転に関しては、平成2年に「国会の移転に関する決議」を行い、さらに、平成4年に制定した国会等の移転に関する法律に基づき、その検討を行ってきたところである。

政治、経済、人口等が集中する東京圏が大規模地震災害等により被災した場合、日本経済は当然のこと、世界経済にも計り知れない影響を与え、また、国民生活に欠くことのできないライフラインの破壊、新幹線、空港等の交通網の混乱、治安の悪化等混乱を極めることは明らかである。このような事態に備えるため、危機管理の一環として国の中枢機関である国会等を東京圏以外へ移転させることの重要性はむしろ増していると言える。

さらに、環境破壊による地球温暖化対策、交通渋滞の解消、地方経済の活性化等の観点からも、国会等の移転の必要性は高まっている。

一方で、近年、我が国の社会経済状況は著しく変化し、少子高齢化の急速な進行にともなって総人口の減少局面も間近に迫ってきている。こうした状況の中で、地方分権の推進や道州制等を含めた国と地方の新たな関係の構築、今般の新潟県中越地震を踏まえた防災、危機管理のあり方など国会等の移転に密接に関連する諸問題が生じてきており、これらについて様々な議論が始められている。

当協議会は、平成15年6月の発足以来、「国会の意思を問う方法」について衆参両院の密接な連携の下に検討を重ねてきたところであるが、国民全体の将来に関わる最重要の課題である国会等の移転は、先に掲げた諸問題への対応と十分整合を図った上で結論を出すべきものであり、こうした諸問題に一定の解決の道筋が見えた後、大局的な観点から検討し、意思決定を行うべきものであるとの意見が多くを占めた。

当協議会としては、今後は、上記意思決定に向けた議論に資するため、政府その他の関係者の協力を得て、平成15年の衆参両院の国会等の移転に関する特別委員会中間報告に示された分散移転や防災、とりわけ危機管理機能（いわゆるバックアップ機能）の中枢の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととする。